

橋本市病院事業管理規程第 8 号

橋本市病院企業職員の管理職手当支給規程の一部を改正する規程を、
別紙のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

橋本市病院企業職員の管理職手当支給規程の一部を改正する規程

橋本市病院企業職員の管理職手当支給規程（平成 22 年橋本市病院事業管理規程第 13 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
職	支給区分	手当額	職	支給区分	手当額
副病院事業管理者	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 <u>7 級 24 号給</u> の給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額	副病院事業管理者	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 <u>7 級 40 号給</u> の給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額
事務局長	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 <u>7 級 24 号給</u> の給料月額に 100 分の 18 を乗じて得た額	事務局長	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 <u>7 級 40 号給</u> の給料月額に 100 分の 18 を乗じて得た額
参事	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 <u>6 級 53 号給</u> の給料月額に 100 分の 15 を乗じて得た額	参事	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 <u>6 級 65 号給</u> の給料月額に 100 分の 15 を乗じて得た額
事務局次長、課長、室長、所長	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 <u>6 級 53 号給</u> の給料月額に 100 分の 13 を乗じて得た額	事務局次長、課長、室長、所長	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 <u>6 級 65 号給</u> の給料月額に 100 分の 13 を乗じて得た額
主幹	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 <u>6 級 53 号給</u> の給料月額に 100 分の 8 を乗じて得た額	主幹	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 <u>6 級 65 号給</u> の給料月額に 100 分の 8 を乗じて得た額
略	略	略	略	略	略

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。